

射水市中小企業・小規模企業振興基本条例（2019年4月施行）

【目的】

中小企業等の振興に係る基本的事項を定めることにより、その振興策を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与すること。

【基本理念】

- (1) 中小企業者等の自主的な努力及び創意工夫により、経営力向上及び事業の持続的な発展を図ること。
- (2) 特色ある地域資源等を積極的に活用するとともに、維持・保全に努めること。
- (3) 多様な働き方を推進するとともに、人材の育成及び確保を図ること。
- (4) 労働環境及び勤労者福祉の向上を図ること。
- (5) 地域経済発展の重要性に鑑み、地域内での経済循環の促進に努めること。
- (6) 小規模企業者の持続的な発展に、特に配慮すること。
- (7) 関係団体及び市民が相互に連携し、及び協働すること。

【関係団体等の役割】

射水市

- ◇総合的な施策の策定、実施
- ◇関係機関との連携、小規模企業者への配慮
- ◇中小企業者等の受注機会の確保

教育機関等

- ◇中小企業者等の経営力向上及び改善に向けた自主的な取組への支援
- ◇中小企業者等との連携、市の施策への協力

中小企業者等

- ◇自主的な取組による経営力の向上及び改善
- ◇後継者の育成、円滑な事業承継
- ◇人材の育成、雇用の安定、多様な働き方の確保など労働環境の整備
- ◇市内物品又はサービスの活用
- ◇関係者及び関係機関との連携、市の施策への協力
- ◇活力ある地域社会の形成に寄与

市民

- ◇中小企業等の振興への理解と協力
- ◇消費者として、市内中小企業等の製品やサービスを利用

中小企業に関する団体及び地域金融機関

- ◇中小企業者等の経営力向上及び改善に向けた自主的な取組への支援
- ◇中小企業者等との連携、市の施策への協力

大企業者

- ◇中小企業等の製品やサービスの活用
- ◇中小企業者等との連携、市の施策への協力

【基本方針】

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び創業の促進
- (2) 中小企業者等の販路拡大の促進
- (3) 中小企業者等及び関係機関との連携、中小企業者等相互の連携の促進
- (4) 人材育成及び雇用の安定の促進
- (5) 円滑な事業承継の促進
- (6) 地域資源の維持、保全及び活用による地域経済の発展の促進
- (7) 労働環境、勤労者福祉の向上
- (8) 次代を担う若者の勤労観等の醸成

【中小企業・小規模企業振興会議】

中小企業等の振興施策の調査審議

【財政上の措置】

各種施策の推進のための財政措置

中小企業・小規模企業の振興